コロナ禍における障害学生への合理的配慮と修学支援

2022/8/26（金）SPODフォーラム
筑波大学人間系准教授　佐々木 銀河
【E-mail】sgalaxy@human.tsukuba.ac.jp

自己紹介

専門

- 発達障害、自閉スペクトラム症、障害学生支援
- 応用行動分析、支援技術（Assistive Technology：AT）

経歴

- 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター（DACセンター）協力教員、スーパーバイザー
- 筑波大学に在籍する発達障害の診断または傾向のある学生への相談・支援、障害学生支援のマネジメント業務等を担当
- 学外委員：独立行政法人日本学生支援機構「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」協力者
- 令和４年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰 科学技術賞（理解増進部門）受賞

主な研究テーマ

- 児童福祉施設職員に対する組織行動マネジメント
- 知的・発達障害のある人を支える支援技術の開発・実装
- 発達障害の診断または傾向のある大学生の修学支援

今日の流れ

- 障害者差別解消法と合理的配慮
- オンライン授業における障害学生の修学状況調査
- 筑波大学における対応とリソースの紹介
- 仮想事例に対する合理的配慮の検討グループワーク
- 授業のユニバーサルデザイン化に向けた具体的な対応例

全国の障害学生の在籍状況

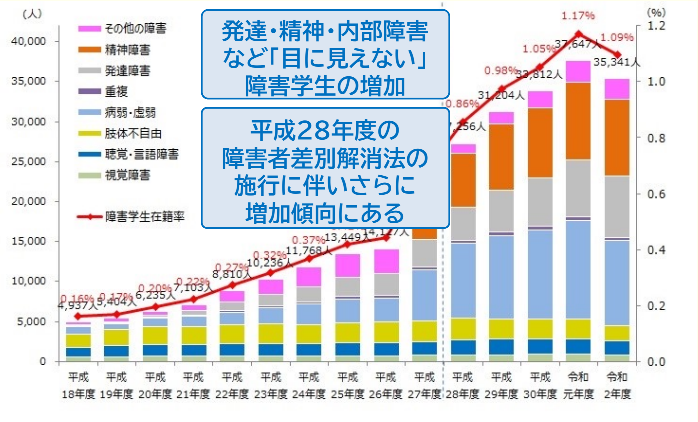

© 独立行政法人日本学生支援機構

令和2年度：障害学生数が減っている内訳

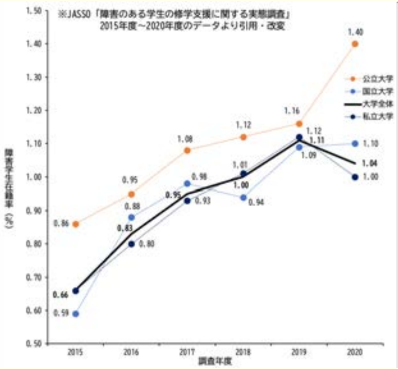

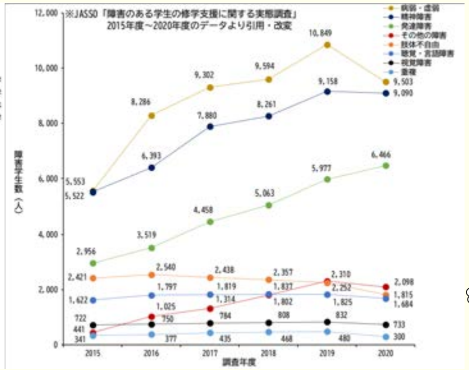

障害者差別解消法とは？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- 2016年4月1日より施行
- https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

1. 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止
   - ”障害を理由に”入学や授業受講を拒否する
   - ”障害を理由に”実験・実習への参加を拒否する、
   - ”障害を理由に”拒まないが正当な理由のない条件を付す　など
   - **正当な理由**がある場合は差別的取扱いとならない
   - 国公立大学も私立大学も法的義務
2. 合理的配慮の提供の義務化
   - **民間事業者（私立大学等）の義務化を含む改正法が成立(2021/5/28)**
   - 国公立大学は法的義務、私立大学は努力義務 **私立大学も法的義務へ**

正当な理由とは？

正当な理由

- 一般的・抽象的な理由ではなく、個別の事案ごとに総合的・客観的に検討を行い判断すること

総合的・客観的な判断

例）発達障害のある学生が実習への参加を希望していたが、事前の評価で必要な技能が未習得であることが明らかとなり、本人と相談のうえ、履修を次年度に見送った。

一般的・抽象的な理由

例）発達障害のある学生が実習への参加を希望していたが、実習先に迷惑がかかりそうだし、サポートするスタッフも用意できないので参加を認めなかった。

正当な理由があるときには、本人への丁寧な説明が望まれる

設置形態別の取扱い

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領・指針の作成
国立大学	義務	義務	義務
公立大学	義務	義務	努力義務 ？
私立大学	義務	努力義務 → 義務	ー ？

障害学生への対応は大学の義務として位置づけられる

合理的配慮とは？

本人からの「意思の表明」があり、「負担が過重でない」ときは合理的配慮を提供しなければならない

障害者から「●●をしてほしい」という意思表明がある

※本人単独での意思表明が困難な場合には保護者や支援者の援助を受けれるようにする

大学に過重な負担がなければ必要かつ合理的な配慮を提供する

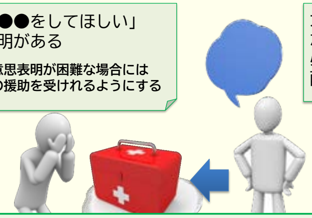

教育の本質を損なうか否か？

・合理的配慮 ＝ 公平な参加の機会を与えるための変更および調整
・合理的配慮の選択は本人の意志に基づき、教職員が決めるものではない
・合理的配慮の提供は個々の学生の状況により多様かつ個別的
→すでに同種・同規模の大学で配慮している場合は、同様に配慮すべき

教育の本質とは？

３つの方針(AP,CP,DP)の明確化

「教育の本質」を可視化 ➡

●大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供
●合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確化
例１：素早く回答できることを評価することが本質 → 時間延長は×
例２：速さではなく回答の質を評価することが本質 → 時間延長は○

シラバスに授業の目標・内容・評価方法を明記

「授業内容」を可視化 ➡

●授業選択の手がかりになる
●大学等からの支援が必要かを学生が事前に検討できる

教育の本質に関する明確化の例

教育の目的・内容・機能	具体的な能力水準	合理的配慮の例
良好なコミュニケーション力	ディスカッションや議論に参加できる	ディスカッションや議論におけるルールを明記する
	口頭による指示を正確に理解することができる	口頭指示のメモ、携帯端末による筆記を許可する
基本的な知識・技能の修得（読み書き・計算能力）	試薬の計算を正確に遂行できる	試薬の計算に計算機の使用を許可する
	専門用語を用いてレポートを書くことができる	レポートの書き方の例を参照できるようにする
実験手法の正確な遂行	実験器具を安全に操作して使うことができる	実験器具の使用手順をマニュアルにして示す

３つの方針やシラバス等を参考資料にして「～ができる」まで具体化すると配慮内容も検討しやすい

だれが合理的配慮を申請するのか？

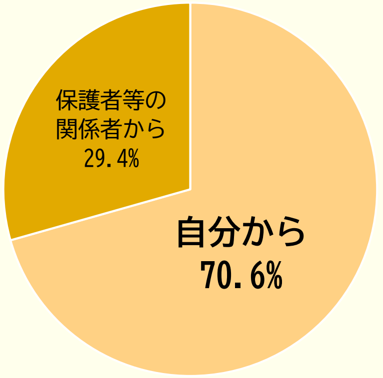

令和2年度JASSOプロジェクト研究
https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/2020project_top.html

障害学生自身から合理的配慮を申請する割合は７割程度

身体障害のある学生では入学のタイミングなどで保護者等の関係者から配慮申請を行うケースも少なくない

発達・精神障害学生では学生本人が申請に関わっていないケースも少数見られる

過重な負担とは？

過重な負担

– 次の要件等を含めて、総合的・客観的に検討して判断

1. **教育及び研究、その他大学が行う活動への影響**
   （その目的・内容・機能を損なうか否か）
2. 実現可能性の程度
   （物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
3. 費用・負担の程度
4. 大学の事務・事業規模、財政・財務状況

例）コミュニケーションが苦手で討論に参加できないので代替レポートで単位を認めてほしい

①教育の目的を損なうと判断
討論の実技を習得するための授業なので、討論に参加しない場合は単位を認めない

例）聴覚での情報処理が苦手でノートが取れないのですべての授業でノートテイカーを配置してほしい

②費用と人的制約から荷重と判断
コストとのバランスを検討し、授業の内容に応じて、優先順位の高い授業に導入

発達障害学生の合理的配慮の例

筑波大学の対応要領・留意事項より抜粋

– 間接的な表現が伝わりにくい場合、**5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使って説明する**

– 多数の学生が不規則に発言をするディスカッション等の場で（中略）、挙手をして順番に発言をする、発言内容を板書する等の**参加しやすくするためのルールを設けること**

– 入学試験や定期試験において個々の学生の障害特性に応じて、**試験時間の延長や別室受験、支援機器の利用を認める**

– 教育実習、病棟実習等の実習授業において**通常よりも詳しいマニュアルを提供すること**

– 教育実習、病棟実習等の実習授業において、**事前に実習施設の見学を行うこと**

– 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、担当教員の許可を得て、**板書の写真撮影、PCによる筆記、ICレコーダー等による録音を認めること**

合理的配慮の提供が必要な学生

1. 心身の機能の障害がある者で

– 身体・知的・精神障害（**発達障害**含む）、その他の心身の機能の障害

– **障害の状況に関する根拠資料**が必要

- 障害者手帳の種別・等級・区分認定
- 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- 標準化された心理検査等の結果
- 学内外の専門家の所見
- 高校、特別支援学校からの引き継ぎ資料　など

2. かつ、社会的障壁がある

– 「日常生活を営む上で障壁となるような**社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**」

- 【慣行】従来通りの学生への指示・説明・伝達
- 【観念】”１人だけ特別扱いはできない”、”不公平になる”

何が根拠資料として使われるか？

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	発達障害	精神障害	その他の障害	診断無＋傾向有	合計
障害者手帳	16 [80.0%]	64 [81.0%]	1 [20.0%]	53 [84.1%]	19 [46.3%]	40 [36.7%]	23 [21.1%]	12 [37.5%]		189 [43.9%]
医師の診断書	16 [80.0%]	52 [65.8%]	5 [100%]	40 [63.5%]	36 [87.8%]	104 [95.4%]	106 [97.2%]	29 [90.6%]		335 [77.7%]
心理検査等		1 [1.3%]	1 [20.0%]	1 [1.6%]		54 [49.5%]	22 [20.2%]	1 [3.1%]	9 [30.0%]	76 [17.6%]
専門家の所見	3 [15.0%]	11 [13.9%]	1 [20.0%]	5 [7.9%]	3 [7.3%]	19 [17.4%]	18 [16.5%]	3 [9.4%]	6 [20.0%]	61 [14.2%]
高校等の資料	10 [50.0%]	24 [30.4%]	1 [20.0%]	18 [28.6%]	7 [17.1%]	20 [18.3%]	7 [6.4%]	5 [15.6%]	3 [10.0%]	82 [19.0%]
特になし									12 [40.0%]	12 [2.8%]
合計	20 [100%]	79 [100%]	5 [100%]	63 [100%]	41 [100%]	109 [100%]	109 [100%]	32 [100%]	30 [100%]	431 [100%]

基本的には診断書や
障害者手帳を
根拠資料として
合理的配慮を提供

大学等では
医師の診断書はないが
障害の傾向があり
合理的配慮を受ける
学生も一定数存在する

令和2年度JASSOプロジェクト研究
https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/2020project_top.html

教育的支援と合理的配慮の違い

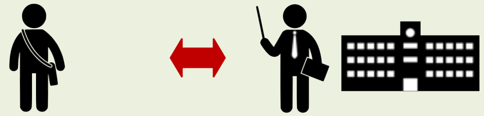

学生本人の能力向上（教育的支援）

■学習・社会的スキル指導
・時間管理
・レポート、論文の作成
・対人関係
■進路・就職指導
■健康管理・カウンセリング

教育環境の変更・調整（合理的配慮）

■教員の指示方法の変更・調整
■提供する資料内容の変更・調整
■受講方法の変更・調整
■支援機器の利用許可
■成績評価方法の変更・調整
※成績評価基準ではない

発達障害の診断または傾向のある学生への修学支援

17

令和２年度JASSOプロジェクト研究

対象者
– 大学・短期大学・高等専門学校に在籍し、合理的配慮を受けている障害学生

期間
– 2020年12月～2021年2月

手続き
– WEBアンケート調査（127校、431名の障害学生が協力）

研究目的
– 大学等に申請／提供された合理的配慮に対して、障害学生本人による効果評価を行い、配慮内容の有効性を明らかにする
– コロナ禍に伴う大学等におけるオンライン授業に対する障害学生の修学支援状況ならびに学生生活の変化を明らかにする
– 学生の障害分類による差異を明らかにする　など

令和2年度JASSOプロジェクト研究
https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/2020project_top.html

18

申請した／提供された配慮内容（障害学生全体）

コロナ禍において「授業内容・評価方法の変更・代替」の実施割合が増加

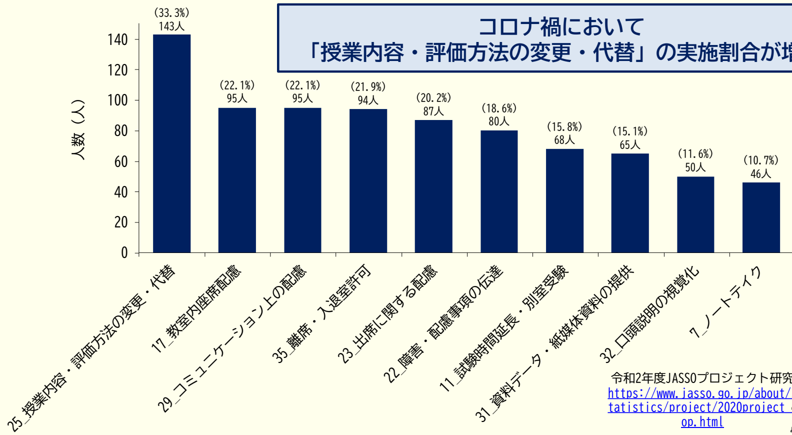

令和2年度JASSOプロジェクト研究
https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/2020project_top.html

19

オンライン授業で困ったこと・課題

目の疲れや集中力の持続困難は障害のない学生と同様
「特に困ったことや課題は感じなかった」が約25%

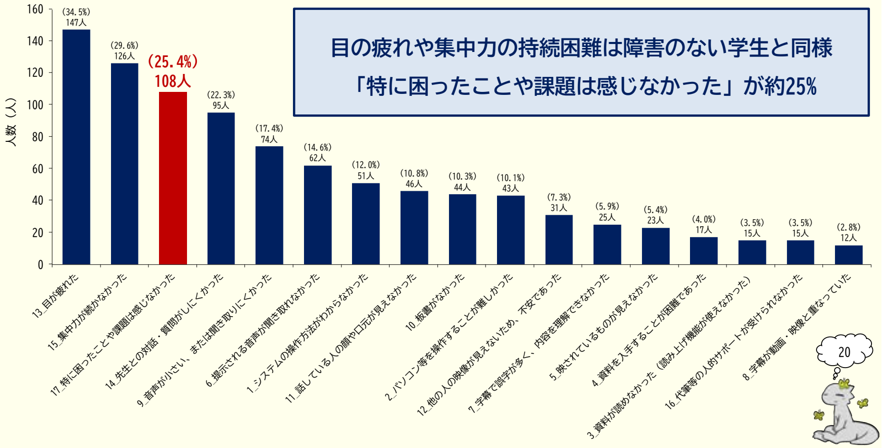

20

オンライン授業で新たに必要な配慮内容

配慮内容	該当人数（構成比）
37_オンデマンド動画・資料の利用期限の柔軟な設定	**5／5人（100%）**
オンライン授業で動画視聴や課題提出が頻繁に行われることに伴って、対面授業では生じなかった動画視聴期限や資料の利用期限などに対して時間延長の配慮が必要になった	
39_チャット等の活用	**11／12人（91.7%）**
オンライン授業（リアルタイム：同時双方向）において、音声コミュニケーションが苦手な聴覚障害、言語障害、発達障害等のある学生での新たな配慮内容として必要になった	
40_カメラやマイクのオフ	**13／17人（76.5%）**
発達障害や精神障害のある学生において他者の映像や自身の映像をオフにすることで障害により生じる不安や緊張等を緩和して授業にアクセスしやすくするために必要になった	
9_ビデオ教材字幕付け・文字起こし	**15／25人（60.0%）**
聴覚障害等のある学生においてはオンデマンド動画や音声教材から情報を取得することが難しいため、リアルタイムの要約筆記ではなく、オンデマンド教材に字幕を音声認識により付与することや文字起こしを行うことの必要性が対面授業と比べて増加した可能性	

オンライン授業形態別の受講しやすさ

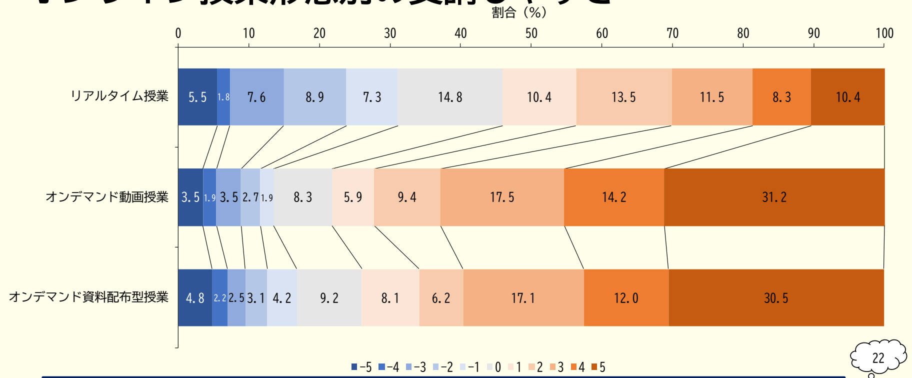

リアルタイム授業よりもオンデマンド授業の方が受講しやすい

聴覚障害学生では動画よりも資料配布の方が受講しやすいと回答

オンライン授業における学習状況の変化

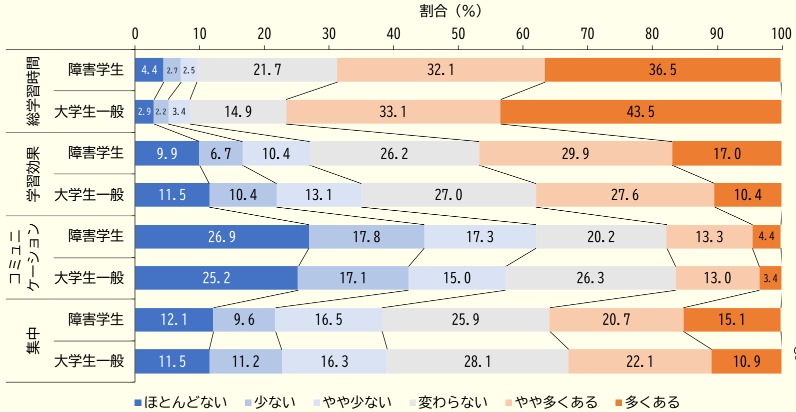

障害学生と大学生一般で「全体的には」オンライン授業による学習状況はほぼ変わらない

今後のオンライン授業の希望

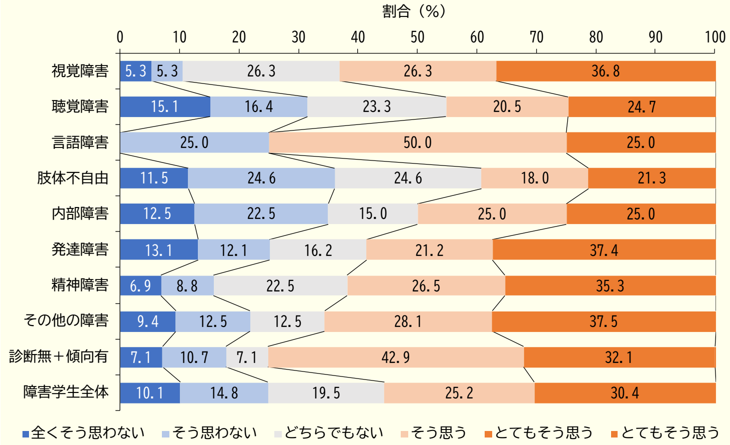

オンライン授業を希望する障害学生もいればそうでない学生も存在する

対面授業とオンラインの良いところをうまく組合せることが重要

障害学生からの声（高評価群）

オンライン授業では配慮を依頼する必要がなくなり、他の学生と同じ条件の下で学習を進めることができるから。［視覚障害（盲）］
字幕がついていると情報量が多いので助かるため、知識を提供するタイプの講義は動画配信型の方が情報量が多いし、自分のペースで字幕を見ることが出来るので楽しかった。特にディスカッションはチャットのみでいつもより参加出来ていると感じられたため。［聴覚障害（聾）］
通学しないことにより、**天候の心配、車椅子の充電の心配をしなくてよいこと**、音量を自分の意思で変更出来るため、授業の際に聞き取れないことの心配をしなくて良いことにより、気疲れしない、安心できることが大きな理由である。［肢体不自由（上下肢機能障害）］
授業参加のハードルが下がり、今まで出席が足りずに落としてきた単位が多くあったのが、今年度はなくなりました。授業参加がしやすくなったことで**理解も深まり、勉強の楽しさも分かるようになって学習意欲も増し、大学で最も勉強できた年**となりました。［発達障害（ADHD：注意欠如・多動症）］
今まで資料の配布や課題提出が私だけ**個別対応だったものが、一斉配信となりその必要がなくなった**ことがとても学習しやすい環境だと感じたため。［発達障害（SLD：限局性学習症、学習障害）］
睡眠リズムが崩れやすいため、決まった時間(特に早朝)に通学して授業を受けるよりも、**オンラインで授業を視聴する方が身体的にも精神的にもはるかに負担が少ないため**。［精神障害（摂食障害、睡眠障害等）］

障害学生からの声（低評価群）

オンライン授業では、資料や動画を見返せたり、自分のペースで学習できたり利点もあるが、私は**友だちと一緒に学ぶ空間が好きだし、分からないことなどその場ですぐに聞けるので対面授業の方がいいです**。［視覚障害（弱視）］
前期で教師がなれていないのは仕方ないが、後期でも**動画状態や資料状態はほとんど改善されず、これが続くのであれば学生の習熟度は大きく落ちる**と思うから。［聴覚障害（難聴）］
まず**教員が自分の存在を認識すらできず、合理的配慮を行う機会そのものがない**。さらに一方的に講義が進行し、質疑応答の時間もなく、メールも無効にされているため、疑問点を解消することもできない。［発達障害（ASD：自閉スペクトラム症）］
私は対面型授業の方が集中しやすく、**教授とも直接交流が出来るため、薬のことや体調などの情報交換が行いやすい**。［精神障害（うつ病、双極性感情障害等の気分障害）］
対面授業に比べて**課題などのやることが圧倒的に増えている割には学習効果は対面授業と同じかそれ以下の授業が多く感じる**ため。［精神障害（摂食障害、睡眠障害等）］
対面の授業であれば、いつも前の方で授業を受けることができ、リアクションが先生に伝わりやすいが、**オンラインは質問のタイミングもわからないし、自分の表情や状況も伝わらず、授業についていけなかった**。［診断無＋傾向有：発達障害（ASD：自閉スペクトラム症）］

障害学生と教員の認識の違い（筑波大）

障害学生へのアンケート（*N*=25）
「今後も大学での授業を遠隔形式で受けたいですか？」

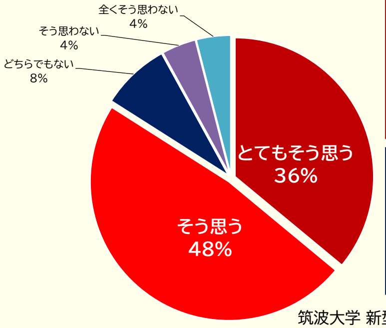

とてもそう思う～そう思う

「持ち運び、移動の制約がないから」(運動障害)

「PC要約筆記だと情報がどんどん流れていくのに対し、動画は字幕があり、止めてメモもできるし、聞き取れなかったら巻き戻しもできるので便利だった」(聴覚障害)

「朝早く起きなくてよい、集中力が切れても何回でも録画の授業を聞き直せる」(発達障害)

どちらでもない～全くそう思わない

「ほとんど読話を使えないから」(聴覚障害)

「対面の良さを改めて実感した」(発達障害)

「いい面も悪い面もあるが、『いい面』は対面授業で適切に配慮がなされた場合も実現可能だと思うから」(精神障害)

筑波大学 新型コロナウイルス緊急対策のための
大学「知」活用プログラム
https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight covid19 interview/sasaki/

障害学生と教員の認識の違い（筑波大）

とてもそう思う～そう思う

「Streamの自動文字起こし機能が有効だと思うから」(講義形式)

「障害のない受講生に最適化された対面授業よりも、オンライン授業の方が、障害学生の疎外感や排除感が少ないように感じた」(講義形式)

どちらでもない～全くそう思わない

「どういった障害なのかでずいぶん変わるので判断が難しい」(講義形式)

「オンライン授業では、同時配信型であっても、学生の反応を即時的につかむことが極めて困難」(演習形式)

「知識伝達型の講義であっても、対面が基本と考える」(講義形式)

「科目の性質上、障害学生の有無に関わらず、実技を交えた学びが必要だから」(演習・実習)

授業担当教員へのアンケート（*N*=72）
「障害学生が受講する場合、今後も該当授業を遠隔形式で実施したいですか？」

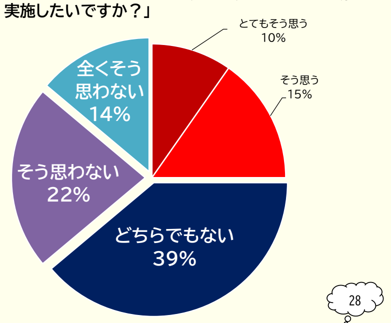

筑波大学 新型コロナウイルス緊急対策のための
大学「知」活用プログラム
https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight covid19 interview/sasaki/

オンライン受講は障害学生の合理的配慮となるか？

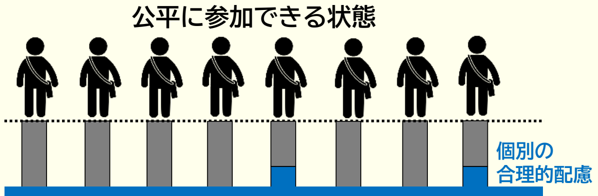

事前的改善措置（≒ユニバーサルデザイン）

不特定多数の障害学生を想定した環境の整備

COVID-19の感染拡大により
障害の有無にかかわらずオンライン授業が
提供されることとなった
（合理的配慮としての実現可能性の向上）

コロナ禍以前から
障害学生への合理的配慮の
選択肢として
検討・実施されてきた
（例：運動障害、発達障害、精神障害）

日本学生支援機構「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

「授業の本質的変更」や
「実現可能性」を理由に
提供されない例も多かった

対面授業が再開されても
オンラインでの受講は
合理的配慮になりうる？
※授業の本質を変更しない範囲で

29

筑波大学におけるオンライン授業の経緯

2020年3月27日
- 2020年度学年暦を改正し、**春学期の授業開始を２週間遅らせた**

2020年4月1日
- 春学期の授業を**「オンラインで行うことを基本」**に

2020年4月8日
- **「障害のある学生の受講を想定した遠隔授業の対応について（ver.1）」**をDACセンター長から各教育組織長及び教員に通知

2020年4月27日
- **春学期の授業開始（オンラインのみで実施）**
  - 学習管理システム（LMS）「manaba」の活用
  - 授業動画のオンデマンド配信「Microsoft Stream」の視聴
  - リアルタイムオンライン授業「Microsoft Teams」など

2020年8月7日～
- オンライン授業に加えて**対面授業も再開**

2022年6月16日～
- **対面授業（または対面授業とオンデマンドの組み合わせ）を基本**とする

30

オンライン授業における障害学生の対応ガイド

DACセンター専門スタッフにより作成
- https://dac.tsukuba.ac.jp/shien/support/online/
- Ver.1 授業担当教員が教材を作成する前に周知できるように急ピッチで作成
- Ver.2 オンライン授業におけるユニバーサルデザイン化を強く意識

当初、想定していたこと
- 物理的な移動を伴わないことで、**車いす等の運動障害のある学生にはメリットがあるのではないか？**
- 一方で、**視覚・聴覚障害のある学生にとってはオンライン授業における情報保障のやり方が変わってくる**のではないか？
- オンライン授業で用いられる技術を適切に活用することができれば、**授業のユニバーサルデザイン化（障害の有無に関わらずアクセスしやすい環境設計）につながる**のではないか？

31

オンライン授業における障害学生の対応ガイド

障害種別ではなく「聞く」「見る」などのニーズにより分類
- 発達・精神障害学生の場合には「障害の存在」が顕在化しにくい
- 米国の通信教育課程では、障害のある学生は遠隔授業で合理的配慮を求めにくい状況があるという報告も (Roberts et al., 2011; Phillips et al., 2012)

聞くことの困難を有する学生（聴覚障害・発達障害等）
- 音声情報の取得が難しい → 音声情報の文字化（speech-to-text）

見ることの困難を有する学生（視覚障害・発達障害等）
- 視覚情報の取得が難しい → 音声読み上げ可能な資料の提供（text-to-speech）

筆記や操作、会話に困難を有する学生（運動障害・発達障害等）
- 反応に時間がかかる → 十分な期限設定、反応しやすいコミュニケーション方法

32

支援機器の貸し出し（筑波大学内）

https://dac.tsukuba.ac.jp/shien/disabilities/developmental disabilities/assistive technology/

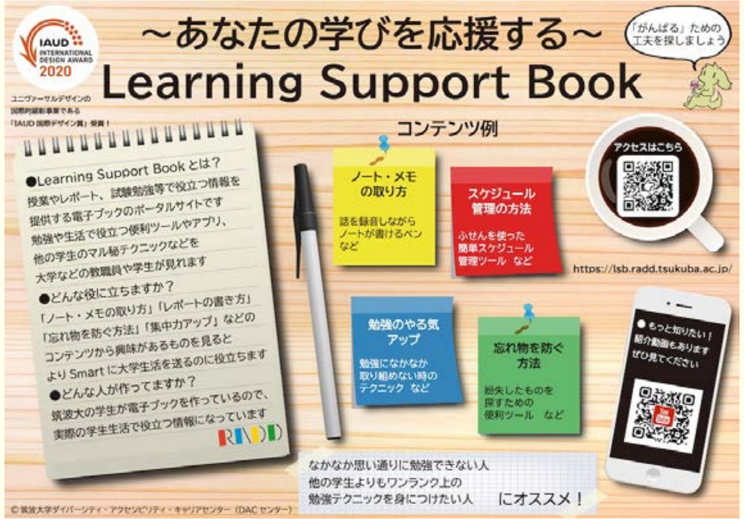

Learning Support Book(LSB)

COVID-19の拡大に伴って
発達障害学生の体験をもとに
「オンライン授業を受けるときに役立つ
テクニックやツール」も
新規のコンテンツとして作成･配信

※他の大学等の学生・教職員とも共同利用できます
https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/joint-base/lsb/

【LSBの特徴】

- **発達障害のある方がもつ独自の視点や経験に関する情報を収集**
  学業や生活に役立つ情報を配信
  特に発達障害学生に有効なハイテク・ローテク支援技術（Assistive Technology）に関する情報を掲載
- **"障害"ではなく"ニーズ"表記**
  「障害」のラベルを基本的に用いないデザイン
  医学的診断に抵抗がある学生でもアクセスしやすい
- **大学生のサポーターが作成**
  学生目線での情報配信が可能

マンガを通した理解・啓発活動

発達障害当事者のDACセンター職員による啓発マンガ
多くの人に啓発するため、発達障害啓発マンガはCC0 1.0ライセンス（著作権フリー）を適用
発達障害啓発マンガは自由に複製・印刷・再配布・改変OK！
https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/joint-base/manga/

身近で使える素材として

発達障害が
あたり前のように
誰にでも適切に
知られるための
ささやかな取り組み
として、
キャラクター
イラストも公開中

資料やプロフィール
などデザインの一部
として利用できます

※利用規約あり

https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/joint-base/manga/illust/

多様な学生支援e-learning

有識者による教職員向け学習コンテンツ

- 発達障害コース
  - 障害学生支援の現状と基本的な考え方
  - ASDのある学生に対する修学支援
  - ADHDのある学生に対する修学支援
  - SLDのある学生に対する修学支援
  - 発達障害のある学生と自己特性理解
  - 発達障害のある学生へのアセスメント
  - 発達障害のある学生へのキャリア支援
  - 発達障害のある学生への合理的配慮に関連した法令の理解とコンプライアンス　など
- 身体障害コース
  - 視覚障害学生の理解と支援
  - 聴覚障害学生のキャリア発達支援など
- LGBTQコース
  - アウティング
  - セクシャル・マイノリティとメンタルヘルス　など
- 仮想事例動画（卒業研究の対応例 など）

●大学等の教職員であれば、誰でも、いつでも
　どこでも、試聴可能
●各動画にテストを設定し、理解度を確認
●コンテンツは随時、追加予定

https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/joint-base/e-learning/

合理的配慮を学ぶための各種リソース

独立行政法人日本学生支援機構

- 合理的配慮ハンドブック（WEB公開）
  - 障害別に基本的な考え方や対応例が載っている
  - https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html
- 障害学生に関する紛争防止・解決事例集（WEB公開）
  - 各大学での対応事例を公開。よくある疑問をコラム形式で紹介
  - https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

その他

- 「よくわかる！大学における障害学生支援」（ジアース教育新社）
  - 国内外の専門家による障害学生支援のバイブル
  - https://www.amazon.co.jp/dp/4863714696

オンライン授業に関する学習リソース

障害のある学生への対応関係

- 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター
  - https://dac.tsukuba.ac.jp/shien/support/online/
  - 筑波大学の授業担当教員や学生向けの障害横断型ガイド
- 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）
  - https://ahead-japan.org/covid19/
  - 障害学生支援に関するCOVID-19対策関連情報のポータルサイト
- 視覚障害学生のオンライン授業を支援する会
  - https://psylab.hc.keio.ac.jp/AOL4SVI/index.html
  - 視覚障害学生支援関連で豊富な情報
- 日本聴覚障害学生高等教育ネットワーク（PEPNet-Japan）
  - https://www.pepnet-j.org/contents/
  - 聴覚障害学生支援関連で豊富な情報

オンライン授業に関する学習リソース

字幕挿入関係

- captiOnline
  - https://captionline.org/
- T-TAC Caption
  - https://www.pepnet-j.org/contents/archives/144
- IPtalk
  - http://www.s-kurita.net/
- Powerpoint Online
  - https://bit.ly/39tAFI9
- Speech-to-text-webcam-overlay
  - https://1heisuzuki.github.io/speech-to-text-webcam-overlay/
- UDトーク
  - https://udtalk.jp/

教育環境のアセスメント

合理的配慮による過重な負担の抗弁

- 大学等に過重な負担がなければ、必要かつ合理的な配慮を提供
  - **教育の目的・内容・機能を本質的に変更してはならない**
  - 物理的・技術的・人的に実現可能性の低い配慮は提供困難
  - 費用・負担の程度が著しく高い配慮は提供困難
  - 大学の事業規模と比べて著しい程度の配慮は提供困難
- **教育の「本質的変更」に係る重要な指標**
  - 3つの方針（AP,CP,DP）や授業のシラバス（成績評価基準、方法）、担当教員の方針

教育の本質的基準を確認する時のポイント

- 授業方法や成績評価方法、基準の記載は？
- 提供する支援・配慮は成績評価基準を変更してしまわないか？
- 担当教員と授業の本質を話し合うことで明確になるケースも

聞くことの困難を有する学生（聴覚障害・発達障害等）

オンライン授業で生じやすい課題

- 音声情報を取得することが難しくなる
  - 講師の音声
  - 動画教材の音声
  - ディスカッションやグループワークの会話　など
- 通信環境によって音割れ等の音質不良が発生する確率が高まるため、正確な聴取が難しい場合も
- マスク着用により、口型の読み取りが難しくなる
- 聴き取りが困難な学生の中には、発話が難しい場合もある

聞くことの困難を有する学生（聴覚障害・発達障害等）

授業担当教員等の工夫

- 講義資料にはなるべく文字情報を多めにする
- 通常の授業よりもゆっくり・はっきり話す
- **動画教材に字幕を挿入する**
- 動画への字幕挿入が難しい場合や音声ファイルのみを提供する場合、文字（読み）原稿を障害学生に提供する
- 発話する人は口元が見やすいようにマスクを外す、またはマウスシールド等を利用する
- チャットの利用を許可する
- 情報保障の支援者がいる場合には授業スケジュールや資料を支援者に送付する
- **可能であれば事前・途中・事後に理解度を個別確認する**

45

聞くことの困難を有する学生（聴覚障害・発達障害等）

動画教材に字幕を挿入する

- リアルタイム（同時双方向型）
  - 遠隔要約筆記
    - captiOnline、T-TAC Caption、IPtalkなど要約筆記者が利用しやすいもので
  - 音声認識システム（＋誤変換修正）
    - Microsoft Teams、Powerpoint online、speech-to-text-webcam-overlay、UDトークなど
- オンデマンド（非同時）
  - 音声認識システム＋誤変換修正
    - Microsoft Stream、Youtube Studio、Vrewなど
- **利用者のニーズを考慮すること（建設的対話）**
  - **費用が安い、簡便である、というだけで教職員側で勝手に決定しない**

46

音声認識率を向上させるコツ

＜環境の調整＞

- 声が反響する部屋（広くて物が置いていない部屋 等）を避け、反響が少ない部屋（絨毯敷、本棚がある、厚手のカーテンがある 等）で録音をする
- ヘッドセット・ピンマイク等を用いて、口元とマイクを極力近づける
- マスクは外して口形が見えるように撮影する

＜話し方のコツ＞

- 話速度を下げ、はっきり口を動かすよう意識する
- 「あのー」「えーっと」という言葉をなるべく使わない
- 語尾を濁さず、最後まで一定のボリュームで話す
- 一文の長さをなるべく短くし、文と文の間に、少し間を取る
- 可能な限り読み原稿を用意する

2020/07/29 筑波大学　岡野由美先生の資料より引用

47

見ることの困難を有する学生（視覚障害・発達障害等）

オンライン授業で生じやすい課題

- 視覚情報を取得することが難しくなる
  - スライドや画面共有資料、配布資料
  - 動画教材の映像
  - 講師や受講生の表情　など
- 資料データを提供しても、データ形式によっては視覚障害等のある学生が使用するスクリーンリーダー（文字を音声読み上げするソフト）が使用できない場合がある
  - オンライン授業で使用する会議システムにスクリーンリーダーが十分に対応していない場合や操作練習が必要な場合がある

48

見ることの困難を有する学生（視覚障害・発達障害等）

授業担当教員等の工夫

- 資料を可能であれば事前に電子データ（可能なら元データ）で提供する
  - テキスト認識が可能なPDFかどうかを確認する
    - キーワード検索やAdobe Acrobatでチェックが可能
- 授業時に音声による説明を加える
  - 「この」などの指示語の使用は極力避ける
- 授業で使用する教科書・参考書・文献を前もって知らせる
  - テキストデータ化が必要な場合もあるため
- スクリーンリーダーユーザー向け（全盲学生等）
  - 「主たる情報」を動画か電子ファイルのどちらかに極力集約する
  - 図表や画像の説明文となる「代替テキスト」を挿入する
  - 使用するシステムを音声で操作するための十分な時間を確保する
- **可能であれば事前・途中・事後に理解度を個別確認する**

筆記や操作に困難を有する学生（運動障害・発達障害等）

オンライン授業で生じやすい課題

- 授業内容についてノートを取ること（筆記）がスムーズでない場合がある
- パソコンの操作に時間がかかることがある
  - 特に標準的なマウスやキーボードではなく、専用の入力装置を用いている場合には通常よりもパソコン操作に時間がかかる
- 紙媒体の教科書等のページめくりで難しい場合がある

筆記や操作に困難を有する学生（運動障害・発達障害等）

授業担当教員等の工夫

- 課題の提出期限など、筆記や操作にかかる時間を考慮して期限設定や延長を許可する
- 遠隔でノートテイク支援を行う
- 紙媒体の資料は可能な限りデータ化して１つの媒体で操作できるようにする
- 手先の操作を伴わずに音声などで代替できる場合には代替回答を許可する
- 授業や生活上で介助が必要な場合に福祉サービスとの連携を含めた体制の検討をする
- **可能であれば事前・途中・事後に理解度を個別確認する**

会話・コミュニケーションに困難を有する学生

オンライン授業で生じやすい課題

- オンライン上での会話がスムーズではない場合がある
  - 発達、精神障害の学生など
- 突然、指名や発言を求めると上手くコミュニケーションできない場合がある
  - オンライン授業の場合には、発言や会話の規則性がつかみにくい
- 通常の授業よりも他者の顔が近くに見えるために、対人関係上の不安や緊張を引き起こしやすいことがある
- ブレイクアウトセッションなどでのグループワークで他の学生と会話をすることが難しい場合がある

会話・コミュニケーションに困難を有する学生

授業担当教員等の工夫

- オンライン授業中の発言や会話について、あらかじめ受講生に方針を伝えておく
- ビデオをOFFにすることを許可する
- チャットや文字によるコミュニケーションを許可する
- グループワークが行われる場合には、あらかじめ予告するとともに、グループワーク時の方針を明確化する
  - グループに分かれてからの流れを具体化する
  - できる限り、巡回する
  - 必須でなければ、不参加を許可する

『ウェブアクセシビリティの「べき/べからず」ポスター』 英国内務省がCCライセンスで提供
https://website-usability.info/2018/11/entry_181119.html https://website-usability.info/2019/07/entry_190720.html

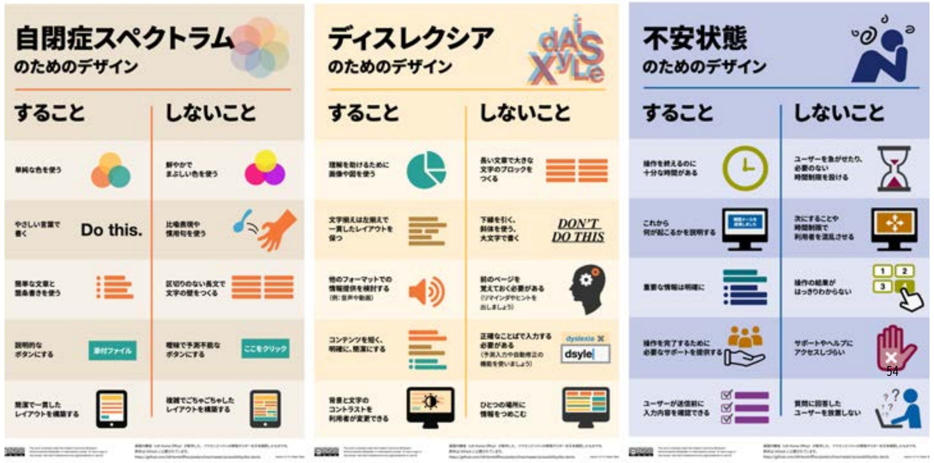

平等(Equality)と公平(Equity)の違い

個人の機能の程度と環境（社会的障壁）との間にどのような問題（障害）があるかを考え、対処する